令和7年度 滋賀県障害者ピアサポート研修実施要領

本研修は、「障害者ピアサポート研修事業の実施について」（令和2年3月6日付障発第 0306 号第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、実施するものとします。

1. 研修の目的

障害や疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病等のある障害者の支援を行うピアサポーター（以下、「当事者」という。）およびピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員等（以下「管理者等」といいます。）を養成し、滋賀県内障害福祉サービス事業所等のピアサポート活動の取組を支援することを目的に開催します。

2. 実施主体

滋賀県 （委託先　 社会福祉法人 びわこ学園）

3. 実施する研修と日程

・ 基礎研修（2 日間）

令和7年 10 月 21 日（火）および 10 月 22 日（水） 各日9時30分～16時 00分（予定）

・ 専門研修（2 日間）

令和7年 11 月 11 日（火）および 11 月 12 日（水） 各日 10：00～17：00（予定）

※専門研修の受講には基礎研修を修了していることが要件となります。

4. 受講対象者　滋賀県外からの申込みは不可です。

・ 障害福祉サービスを受けたことのある方・携わっている方またはピアサポート活動をしている方で、以下（1）から（5）のいずれかに該当する方を対象とします。

（1）滋賀県内の障害福祉サービス事業所等（※1）で、現に従事されている管理者等および当事者で同じ事業所からペアで申込される方

（2）（1）に該当する事業所で、以下のいずれかに該当する当事者の方

- 現に従業員として雇用されている（※2）、
- 今後ピアサポートの業務を含む従業員として雇用が見込まれる（※3）

（3）障害福祉サービス事業所等の管理者等で、上記（2）の方と協働し支援を行う方

（4）ピアサポートに係る加算（※4）または A 型スコア区分の算定を届け出ている障害福祉サービス事業所等において、勤務している当事者または管理者等の方

（5）事業所との雇用契約の有無に関わらず、ピアサポート活動をしている方

・ 前年度以前に、基礎研修のみ修了されている方については、専門研修のみの参加が可能です。この場合、申込時に修了証の提出を求めます。

※1…受講対象サービスは、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練（機能・生活（宿泊型自立訓練は除く））、共同生活援助、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型です。

※2…雇用されている方の障害や疾病の種別および雇用形態（常勤、非常勤）は問いません。

※3…雇用が見込まれるとは、雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっていることをいい、利用者としての雇用契約・利用契約は対象外です。

※4…加算等については、別紙も参照してください

5. 定員

・ 20 名程度（当事者および管理者等を合わせた人数です。）

※受講申込者が定員を上回った場合は、受講できないこともあります。

6. 申込方法及び申込先

・ 申込みはインターネット申請となります。以下申込フォームより、お申し込みください。

・ 事業所から複数人で申込される場合は、事業所単位でお申し込みください（例：障害者および管理者を申し込む場合、1回の申請で2名分を入力）。

・ インターネット申請が難しい等、ご事情がある方は、「16. 研修に関する問い合わせ先」まで連絡ください。

・ 申込フォームのリンク先

【URL】 https://forms.gle/uqgqDWHxFGjo9Kub8

7. 申込期限

令和 7 年 8 月 18 日（月） 17 時まで

申込期限を過ぎての申し込みは、原則認められません。

8. 研修会場（詳細は、受講決定時にお知らせします。）

・ 基礎研修　滋賀県庁新館大会議室（滋賀県大津市京町 4-1-1）

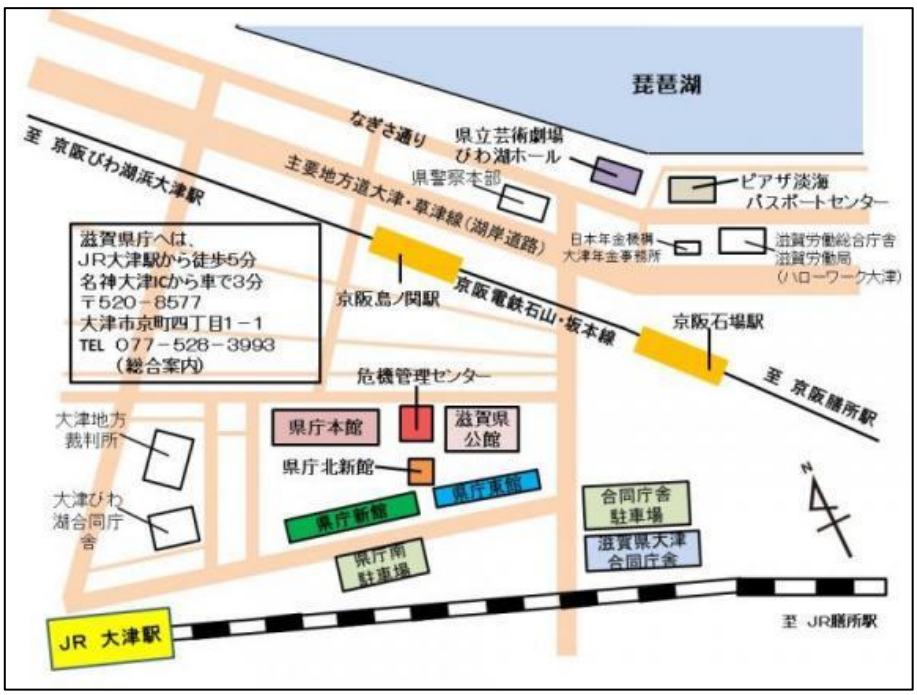

・ 専門研修　草津市立市民交流プラザ（滋賀県草津市大路一丁目 15 番5号　フェリエ南草津 5 階）

9. 研修内容（予定）

・ 別紙「滋賀県ピアサポート研修プログラム案」をご確認ください。

・ お昼休憩は 60 分、その他適宜 15 分程度休憩があります。

10. 受講者の決定

・ 滋賀県が受講者を決定し、受講の可否については、受講決定（不決定）通知書にてお知らせします。

・ 受講決定（不決定）通知書の送付は、申込み時に記載いただいたメールアドレスあてに令和7年9月中旬頃を予定しております（選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもあります）。

・ 申込者が定員を上回った場合は4.（1）から優先的に決定します。

11. 修了証書

・ 研修プログラムを全て受講した上で、各研修でのアンケートを提出された方に、滋賀県知事名の修了証書を研修ごとに交付します。

・ 15 分以上の遅刻、早退等の場合や、受講態度が著しく不良であると判断した場合も修了とならない場合があります。

12. 受講料

受講料無料（ただし、研修会場までの交通費は事業所または受講者でご負担ください。）

13. 個人情報の取り扱いについて　受講申込みの際、同意欄にチェックをお願いします

・ 修了者名簿については、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課で保管いたします。

・ 本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な範囲で使用します。なお、研修中において、受講者間の連携や交流を図り、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示・配布いたします。

・ 受講申込みの際、同意がある場合は、県庁関係課、市町、県内の障害者自立支援協議会に、受講者氏名や従事予定事業所名等を提供することがあります。

14. 研修の受講にあたっての配慮について

受講にあたっては、配慮すべき事項がありましたら、受講申込みの際、配慮事項にご記入ください。可能な限り環境調整等を行います。

15. その他

・ 当日のプログラム進行状況等によっては開始・終了時間が変更になる場合がありますので詳細は、受講決定時にお送りする資料で、必ず確認ください。
・ 研修当日の午前7時の時点で、以下の場合は研修を延期します。

滋賀県において、気象警報(特別警報)が発令中

JR 琵琶湖線において、事故等により運転見合わせが発生し、再開の見込みが立っていない

また、前日の段階で明らかに研修を実施することが困難な場合につきましても、延期します。

この場合、当日の午前 8 時ごろをメドに申込時に記載いただいたメールアドレスへ連絡します。

16. 研修に関する問い合わせ先

滋賀県　健康医療福祉部　障害福祉課　精神保健・障害認定係 「障害者ピアサポート研修担当」
TEL：077-528-3548　FAX：077-528-4853
Mail(メール)：ec0005@pref.shiga.lg.jp

(福)びわこ学園 やまびこ総合支援センター内
大津市基幹相談調整センター「障害者ピアサポート研修担当」
TEL:077－527-0486 FAX:077-527－0334
Mail(メール)： otsuziritu@gmail.com

別紙

ピアサポートとは、「障害や疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病等のある障害者の支援を行うこと」をいいます。令和３年度および令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練（機能・生活（宿泊型自立訓練を除く））、共同生活援助、就労継続支援Ｂ型に対する加算（ピアサポート体制加算およびピアサポート実施加算）の創設および就労継続支援Ａ型における基本報酬区分の決定に係る実績評価方法の見直し(スコア方式の導入)が行われました。

加算名･単位数	対象サービス	要件
ピアサポート体制加算 (100 単位/月)	自立生活援助 計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	①障害者ピアサポート研修(基礎研修および専門研修)を修了した障害者等及び管理者等をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 人以上配置していること ②上記①に掲げる者により、事業所の従業者に対して、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施していること ③上記①に掲げる者を配置していることを公表していること
ピアサポート実施加算 (100 単位/月)	就労継続支援Ｂ型	①就労継続支援Ｂ型サービス費ⅣからⅥを算定していること ②障害者ピアサポート研修(基礎研修および専門研修)を修了した障害者等および管理者等を配置していること ③上記②に掲げる者により、事業所の従業者に対して、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施していること ④上記②に掲げる者により、利用者へのピアサポートを実施していること
	自立訓練(機能･生活訓練(宿泊型自立訓練を除く))	各利用者に対し、一定の支援体制(※)のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。 ※障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)を修了した障害者(障害者であったと都道府県等が認める者を含む。)と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
Ａ 型スコア告示における(4)支援力向上のための取組	就労継続支援Ａ型	①障害者ピアサポート研修(基礎研修および専門研修)を修了したピアサポーターを配置していること ②上記①に掲げる者が職員として、利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること
ピアサポート実施加算 (100 単位/月) 退居後ピアサポート実施加算 (100 単位/月)	共同生活援助	次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。 ①自立生活支援加算(Ⅲ)又は退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費を算定していること。 ②障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上(うち1名は障害者等)配置していること。 ③②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。